

秋田県告示第96号

秋田県立総合プール条例（昭和58年秋田県条例第21号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立総合プールの利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 条例別表第1号の表の規則で定める額

区 分	競技者に係る定期券	普通利用者に係る定期券	健康づくりに係る定期券
小学校児童及び中学校生徒	5,110円	10,220円	14,200円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	8,930円	17,850円	
一般	12,750円	25,490円	

備考

- この表において「競技者」とは、秋田県水泳連盟が指定する指導者及び強化選手でトレーニングのためにプールを使用する者と知事が認めたものをいう。
- この表において「普通利用者」とは、競技者以外の者をいう。
- 第40条第1項の規定によるほか、健康づくりに係る定期券によるプールの使用は、日曜日、土曜日及び休日を除く開場日の午前10時から午後4時までの間に限る。

2 条例別表第2号の表の規則で定める額

区 分	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の催物に使用する場合
50メートルプール及び飛込プール	全灯使用	3,120円
	2分の1減灯使用	1,680円
25メートルプール	全灯使用	920円
	2分の1減灯使用	430円

秋田県告示第97号

秋田県立総合プール条例（昭和58年秋田県条例第21号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立総合プールの利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 個人が使用する場合の施設利用料金

区 分	利用料金の額			
	水泳教室として使用する 場合	左記以外に使用する 場合	回数券（6回券）	定期券（有効期間1 年）
小学校児童及び中学校生徒	130円	260円	1,280円	1人につき31,630円 を超えない範囲内 において規則で定め る額
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	230円	450円	2,240円	
一般	330円	640円	3,190円	

備考

- この表において「水泳教室」とは、教育機関が主催して20人以上の者を対象に組織的に水泳技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
 - この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 2 貸切使用する場合の利用料金

イ 施設利用料金

区 分		利用料金の額		
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合	
			平日	土曜日・日曜日・休日
50メートルプール	1時間につき	12,740円	38,200円	50,930円
	1日につき	71,290円	213,880円	285,170円
25メートルプール	1時間につき	6,380円	19,110円	25,470円
	1日につき	35,650円	106,710円	142,590円
飛込プール	1時間につき	6,380円	19,110円	25,470円
	1日につき	35,650円	106,710円	142,590円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「1日」とは、午前10時から午後5時までをいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 4 50メートルプール又は25メートルプールをアマチュアスポーツに使用する場合でコース別に貸切使用するときの利用料金の額は、1コースにつき、50メートルプールにあつてはこの表に定める額に5分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)、25メートルプールにあつてはこの表に定める額に4分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

ロ 附属施設・設備利用料金

区 分		利用料金の額 (一時間につき)	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
会議室		960円	1,280円
審判装置	競泳競技用	1,150円	1,530円
	シンクロナイズドスイミング競技用	290円	380円
	水球競技用	290円	380円
	飛込競技用	490円	640円
放送設備		1,910円	2,550円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額(照明設備に係るものを除く。)に2を乗じて得た額とする
- 3 プールの施設(前2号に規定するものを除く。)の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 3 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 4 この表(備考5を除く。)の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地

方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。